

函館市退職職員の再就職に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市を退職する職員の再就職の手続等に関し必要な事項を定めることにより、再就職の公平性および透明性の向上を図り、退職管理の適正を確保することを目的とする。

(人材バンクの設置)

第2条 職員が本市以外に再就職を希望する場合に、求人情報を集約し、提供するため、函館市退職予定者人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

2 人材バンクの運営に係る庶務は、総務部人事課において処理する。

(人材情報の登録)

第3条 人材情報を登録できる者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員および函館市病院局職員の給与に関する規程（平成18年函館市病院局規程第17号）別表第5（2）から（5）までの適用を受ける職員を除く。）のうち、函館市職員の定年等に関する条例（昭和59年函館市条例第4号）第2条の規定により定年退職する者、函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）第11条の2第11項、函館市企業局職員の退職手当に関する規程（平成23年函館市企業局規程第27号）第19条の2第11項もしくは函館市病院局職員の退職手当に関する規程（平成18年函館市病院局規程第18号）第19条の2第11項の規定により早期退職の認定を受けた日が属する年度の年度末に退職する者または年齢60年に達した日が属する年度から定年の前年度までの間における年度末に退職する者（以下「登録対象者」という。）のうち、本市以外に再就職を希望するものとする。

2 人材情報の登録を希望する者は、人材情報登録申込書（別記第1号

様式）を，各任命権者を経由して，市長に提出しなければならない。

- 3 市長は，前項の申込書の提出があったときは，当該申込書に記載された人材情報を人材バンクに登録するものとする。
- 4 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る人材情報の登録期間は，前項の申込書が提出された日の属する年度の1月31日までとする。

（求人情報の登録）

第4条 市長は，登録者を採用する意向のある企業および団体等（以下「求人企業等」という。）から求人票（別記第2号様式）の提出があったときは，当該求人票に記載された求人情報を人材バンクに登録するものとする。

- 2 求人情報の登録期間は，前項の求人票が提出された日の属する年度の1月31日までとする。

（情報提供の手続）

第5条 市長は，求人情報の登録をしたときは，当該求人情報を登録者に閲覧させるものとする。

- 2 市長は，登録者の同意を得て，第3条第2項の人材情報登録申込書を求人企業等に提供するものとする。
- 3 求人企業等は，最終選考結果を登録者に通知するとともに，採用内定通知書（別記第3号様式）を速やかに市長に提出するものとする。
- 4 登録者は，再就職が内定したときは，就職内定報告書（別記第4号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

（人材バンクによらない職員の再就職の取扱い）

第6条 この要綱の規定は，登録者が人材バンクからの情報提供によらず再就職することを妨げない。

- 2 この要綱の規定は，登録対象者のうち人材バンクへの人材情報の登録を希望しない者が，個人の就職活動等により再就職することを妨げ

ない。

(求人企業等への要請)

第7条 市長は、求人企業等に対し、採用する人材に求める能力、資質等について十分検討したうえ、職員に限らず広く人材を求めるよう要請するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月9日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成28年3月31日以降に退職する職員から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

人材情報登録申込書

年 月 日

1 登録者の人材情報

現所属名			職名			職種	
フリガナ 氏名		性別	男・女	生年 月日	年 月 日		
住所	〒 電話 ()						
最終学歴	(年 月 卒業・修了・中退)						
主な職歴	発令年月	所属			職名		
	年 月						
	年 月						
	年 月						
	年 月						
	年 月						
再就職に あたって	(再就職にあたっての抱負や、市における経験を通じて培った能力などを記載して下さい。)						
	(民間企業等再就職先で役立つと思われるスキルや資格免許等があれば記載して下さい。)						

2 再就職に関する希望条件等

法人種別 (複数選択可)	1 市出資法人 2 民間企業 3 その他 ()		
業務・分野		希望勤務地	(市町名)
その他の希望	(その他再就職にあたって、要望や配慮すべき事項があれば、記載して下さい。)		

私は、函館市退職職員の再就職に関する取扱要綱第5条第2項の規定に基づき求人企業等にこの申込書を提供することについて同意します。 年 月 日

自署

別記第2号様式（第4条関係）

求 人 票

受付番号

年 月 日

事業所名		
所在地		
業種および事業内容		
その他の概要	設立年月日：	資本金（基本金）：
	役員数： 人	職員数： 人

※ 以下、該当する□にチェックしてください。また、下線部分には数字を記入してください。

勤務地等	勤務場所									
	勤務先での役職名									
	職務内容									
賃金等	賃金形態		<input type="checkbox"/> 月給	<input type="checkbox"/> 日給	<input type="checkbox"/> 時給	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
			月給・日給・時給の場合、その額（ 円）							
	通勤手当		<input type="checkbox"/> 上限なし	<input type="checkbox"/> 上限あり（上限額： 円）	<input type="checkbox"/> なし					
	賞与		<input type="checkbox"/> あり（年 回）	計 月分または 円）	<input type="checkbox"/> なし					
勤務時間・雇用形態等	勤務時間		時	分から	時	分まで				
	休日等	休日	<input type="checkbox"/> 日	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 祝
		週休2日制	<input type="checkbox"/> 毎週	<input type="checkbox"/> 隔週	<input type="checkbox"/> その他（ ）					
	雇用形態		<input type="checkbox"/> 常勤（正社員）						<input type="checkbox"/> 常勤（正社員）以外（名称： ）	
	雇用期間		<input type="checkbox"/> 歳まで						<input type="checkbox"/> 採用時から 年間	
	雇用期間の延長		<input type="checkbox"/> あり						<input type="checkbox"/> なし	
採用予定年月日			年	月	日	採用予定人数			人	
加入保険等			<input type="checkbox"/> 健康	<input type="checkbox"/> 厚生年金	<input type="checkbox"/> 雇用	<input type="checkbox"/> 労災	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
退職金制度			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし						
特記事項（資格要件、求められる知識・経験等）										
備考										

連絡責任者	部署名：	氏名：
	TEL：	E-mail：

別記第3号様式（第5条関係）

年 月 日

函館市長 あて

（求人企業等名称）

採用内定通知書

下記のとおり採用を内定しましたので、函館市退職職員の再就職に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

1 採用内定者数 名

氏名：

氏名：

氏名：

問い合わせ先

（求人企業等名称）

部署名：

氏名：

TEL：

E-mail：

年 月 日

函館市長 あて

所属：

職名：

氏名：

就職内定報告書

函館市退職職員の再就職に関する取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 就職内定先の名称

2 就職内定先での役職名

3 就職内定先での職務内容

4 面接実施日

5 採用予定年月日